令和8年11月2日

プロポーザル質問者　様

潮来市市民福祉部　子育て支援課
子育て支援グループ
TEL　0299-63-1111
E-mail　kosodate@city.itako.lg.jp

潮来市放課後学童クラブ運営委託の仕様書及び公募型プロポーザル実施要項等に関し、期日までに質問のあった事項について、下記のとおり回答します。なお、質問に対する回答は、実施要項等の修正又は追加とみなしますのでご留意ください。

番号	質　　疑	回　　答
1	様式第４号の実績調書について、どの程度の範囲か。（県内過去〇年分など）	具体的に年数の指定はございませんが、過去５年程度の記載があれば差し支えありません。
2	企画書のページ制限はあるか。また、企画書内で自社名を記載することは可能か。	企画書のページ制限はございません。企画書内における自社名の記載も可能とします。
3	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業等は現在実施されているか。	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を実施しています。
4	契約上限額に処遇改善等事業費は含まれているか。	放課後児童支援員等処遇改善事業については、契約上限額に含まれておりません。
5	仕様書Ｐ５　「８業務の範囲及び内容」（2）事業の運営及び施設管理に関する業務⑦おやつの購入及び準備について、現在おやつは、どのように提供されているのか。提供方法について伺う。	おやつは全学童で提供しています。現在は、児童１人につき、通常保育1,000円/月（臨時保育100円/日）を保護者に負担していただき、おやつ代の管理及び購入は受託者が行っております。
6	仕様書Ｐ５　「８業務の範囲及び内容」（2）事業の運営及び施設管理に関する業務⑧長期休業中の昼食提供について、お弁当提供の実績及び提供頻度（毎日提供か週に数回提供か）を伺う。	長期休業中の昼食について、全学童で毎日１～２名程度の利用実績があります。現在は利用者の希望があれば実施することとしているため、利用の意向により毎日提供となることもあります。
7	仕様書Ｐ７　「９支援員の体制」（1）支援員の配置①総括支援員について。各クラブに1名配置か。	総括支援員について、事業全体を通して１名配置していただきます。各クラブに配置する必要はございません。
8	仕様書Ｐ８　「９支援員の体制」（1）健康診断等について、支援員全員が受診か。社会保険加入者のみ受診か。	支援員全員に受診していただきます。
9	現在、社会保険加入者の人数は何名か。	現在は業務委託契約により事業を行っているため、潮来市での社会保険加入者はおりません。現受託者における社会保険加入者は全支援員34名中10名です。
10	各クラブにインターネット環境はあるか。	ございます。
11	現地見学会の予定はあるか。また見学会がない場合、個別に見学はできるか。	現地見学会の予定はございません。個別対応は可能ですので、施設見学を希望される場合は、11月5日（木）までに子育て支援課までご連絡ください。 （見学可能日：11/6～11/11　のうちいずれかの日程で対応） 都合により、一部の学童の見学となる場合もございます。

12	実施要項 ２ページ ５参加資格要件 茨城県または近隣する県における本案件と同規模の放課後児童健全育成事業の証明書類として契約書及び仕様書等を添付するとの記載があるが、こちらは該当する１契約分の提示でよいか。	お見込みのとおりです。
13	実施要項 ５ページ １０ 企画提案書等の提出 及び 様式第７号企画提案書 企画提案書に記載する内容は、「別紙１ 潮来市学童クラブ運営委託業務プロポーザル審査方法等について（１） 第一次審査」の評価項目と評価事業に則って作成するという認識でよろしいか。 また、「様式第７号企画提案書」のフォーマットに記載されている「２．工程表」について、どのような書類をご提出すればよいか。	企画提案書について、記載の内容や方法を潮来市から指定することはありませんが、本件プロポーザルについては「潮来市学童クラブ運営委託業務プロポーザル審査方法等について」に記載の審査方法に基づき評価を行います。 様式第7号記載の工程表について、プロポーザル終了後から事業開始までの工程がわかる資料を想定しておりますが、当該資料については提出がなくても審査において評価の対象とすることはございません。
14	委託仕様書 ２ページ ５開所日及び開所時間 「土曜日は１クラブで開所をする。」との記載があるが、４校のうちどのクラブが対象となるか。 また、現在の土曜日における１日当たりの平均利用人数はどうか。	４クラブのうち１クラブを開所しており、毎週、各クラブが持ち回りで開所しております。 また、土曜日の１日当たりの平均利用人数は、１名程度です。
15	委託仕様書 ５ページ ⑧長期休業中の昼食提供、１１ページ「業務分担区分」 保護者から昼食提供事業者への直接発注・直接支払いでの業者への依頼は可能か。この場合、保護者のお支払方法は、独自の提案事項としてもよいか。	保護者から昼食提供事業者への直接発注・直接支払いでの業者への依頼は可能です。 支払方法については、受託者の提案事項として構いません。
16	委託仕様書 ８ページ ９支援員の体制 支援員の加配に係る人件費は、提案限度額の177,309,000 円に含まれるという認識でよいか。 また、現在の加配の状況はどうか。	加配の人件費は提案限度額に含まれます。 また、現在の加配状況ですが、注意深く見守る必要のある児童はいますが、加配はしておりません。
17	委託仕様書１２ページ ［別表２］費用分担区分 受託者が負担する「緊急時のタクシー使用料」、「事業系ごみの処理費用」について、直近３か年分の使用料実績額を伺う。	緊急時のタクシー使用料：0円（実績なし） 事業系ごみの処理費用：約120,000円（３か年分）
18	委託仕様書１３ページ ２０ 令和８年度の事業運営状況 表内の「支援員配置状況 平均（人）」には、加配職員は含まれるか。	加配職員は含まれております。
19	入退所管理システムは導入されているか。	潮来市では導入していませんが、受託者が導入しております。
20	おやつの提供は自主事業の認識でよいか。 また、現在実施している場合、保護者から徴収している月ごとの費用はどうか。	仕様書５ページ ８業務の範囲及び内容 ⑦おやつの購入及び準備に記載のとおり、全ての利用児童に提供してください。 おやつ代は通常保育1,000円/月（臨時保育100円/日）は円です。
21	職員が使用できる駐車場の有無または台数はどうか。	職員駐車場はあります。 駐車可能台数は各学童１０台程度です。